

## 山南王他魯毎の、洪熙帝の即位を慶賀する表

(二四二五、一二、一七)

琉球国山南王臣他魯毎、誠懼誠忭、稽首頓首して上言す。

伏して以うに、天、下民を佑け四時序ありて風雨時あり、五穀熟して民人育つ。恭しく惟うに、皇帝陛下、天を承け命を受け、宇内に君師たり。相して以て之を奠め、和して以て之を安んず。是を以て克く天心を享け、永く宝曆を膺け、一統文明の治を大いにし、万世太平の基を開く。

臣他魯毎、恭しく聖君の天位に嗣登するに遇い、遠く蕃維に処れども心は馳せて遥賀し、紫宸を仰ぎて三祝し、聖寿の以て天と齊しきを祈る。天を瞻み聖を仰ぎ激切屏宮の至りに任うる無し。謹んで表を奉り賀を称して以聞す。

洪熙元年(二四二五)十二月十七日 琉球国山南王臣他魯毎、謹んで上表す

注\*『歴代宝案』巻四三に収められる洪熙元年(四三〇一)から宣徳四年(四三〇七)までの五通の文書は、山南王に関する貴重な同時代史料である。

(1) 山南王 沖繩本島南部を勢力圏とする(二六〇一)注(4)参照。山南については『明実録』に、洪武十三年以来の山南王承察度・王叔汪英紫氏の度々の遣使と、永楽元年以降は、王弟汪応祖が二年に王に冊封されて入貢を続けたことが記さ

れている。汪応祖の次の王が本文書の他魯毎である。

(2) 他魯毎 『明実録』永楽十三年三月丁巳の条の山南王汪応祖の世子他魯毎の遣使請封の記事中に、汪応祖が兄の達勃期に殺され、各寨官が達勃期を誅して他魯毎を推挙したことが記されている。『明実録』には、同年五月の他魯毎に対する山南王冊封の記事の他、永楽十四年、十五年、二十二年、宣徳二年、四年に山南王他魯毎の入貢の記事があるが、それ以後山南王の名は見られない。

『世譜』は他魯毎を汪応祖の長子とし、即位の事情について記すところは『明実録』に同じで、宣徳四年(一四二九)中山王尚巴志によって滅ぼされた、とする。

一方、『蔡鐸本中山世譜』その他によって、汪応祖は尚巴志のことであり、他魯毎はその長子であるとする和田久徳「琉球国の三山統一についての新考察」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』二八、昭和五〇年)があり、同論文は中山の外交文書集である『歴代宝案』に山南の文書が含まれる事情についても論じている。

## 1-43-02

山南王他魯毎より礼部あて、洪熙帝即位の慶賀の事、海船の修理を請う事、附搭貨の事の咨(二四二五、一二、一七)

琉球国山南王他魯毎、朝賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行あきに開坐し移咨すべし。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、朝賀の事。洪熙元年（一四二五）七月初六日、中山王の咨を准くるに、該②、洪熙元年六月十八日、欽差の礼部郎中漳雲・通政使司参議游学の詔書を齎捧して国に到るを蒙る。開読するに、皇上、宝位に嗣登す、とあり。此れを欽む。欽遵するを除く外、合に咨して山南王の処に報ずるを行い、一体に開読して施行せしむべし、とあり。此れを准け、遵依するを除く外、今、使者謂慈淳也等を遣わし、表箋文各一通を齎捧し、及び恭字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄五千斤を管送し、京に赴き朝賀せしむ。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。所拠の使者謂慈淳也等告称すらく、今駕去する恭字号海船一隻は、連年方物を装載して海洋を経渉し、朝賀に往来し、経すてに今、年久しきに係わるに縁より、船身多く損壞する有り、貢具の堪えざるに及ぶ、と。卑国、物料艱難なるに縁り、未だ修辦する能わず。合行あきに移咨すべし。乞う、官、修理して堅完たらしむるを為し回国して朝貢に往来するに便益なるを賜わんことを。

一件、番貨の事。所有の今附搭する蘇木は、煩こいねが為乞わくは抽を免じて鈔貫を給価するを賜わんことを。遠人をして利便なるを得しむるに庶ちかからん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

洪熙元年（一四二五）十二月十七日

咨

注\*この入貢については『明実録』宣徳二年四月辛未・丁亥の各条に記事がある。

(1) 中山王の咨 「該」から注(3)まで。(一六一〇三)に「山南王の処に転行し一体に開読」とある。

(2) 該 中山王をさす。

(3) 施行せしむべし 注(1)の咨の終り。

(4) 謂慈淳也 中山王尚巴志の使者に任じている謂慈淳也(宣徳三年(一六一〇)、謂慈勃也(宣徳六年(一六一三))など)と同一人であろう。

(5) 恭字号海船 宣徳三年(一六一〇)・六年(一六一三)・十年(一六一五)などに、中山王の遺船に用いられている恭字号海船に同じか。

1-43-03

山南王他魯每より礼部あて、永楽帝への進番の咨

(一四二五、一二、一七)

琉球国山南王他魯每、喪礼の事の為にす。

洪熙元年(一四二五)七月初六日、中山王の咨を准くるに、該、